

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
12月27日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課) 一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 一
- 公告
防府都市計画居住調整地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 二
下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 二
下関都市計画準防火地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 二
防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 三
防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 三



山口県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字山田字ウツキ敷一〇〇六二の二地先から同市同大字字引越浴一〇〇四五の一地先まで	旧	最狭 一七・八 最広 四・六	三五八・三	
萩市大字山田字ウツキ敷一〇〇六二の二地先から同市同大字字上葛籠一二四九六の一地先まで	新	最狭 四・八 最広 七・九	二〇六・八	ダブルウエイ
萩市大字山田字ツバラ一〇〇五五の一地先から同市同大字字ツバラ一〇〇五五の一地先まで	新	最狭 四・六 最広 七・九	四一〇・三	ダブルウエイ
萩市大字山田字引越浴一〇〇四六の一地先から同市同大字字引越浴一〇〇四六の一地先まで	新	最狭 四・九 最広 七・九	四七・八	ダブルウエイ
萩市大字山田字大平一〇〇二九の一地先から同市同大字字大藤一〇九七七の一地先まで	旧	最狭 一五・四 最広 一・六	三二六・四	
萩市大字山田字大平一〇〇二九の一地先から同市同大字字大藤一〇九七七の一地先まで	新	最狭 一五・四 最広 一・六	二五九・九	
萩市大字山田字大藤一〇九七七の一地先	新	最狭 一四・九 最広 一・七	五二・三	ダブルウエイ

山口県告示第三百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

才川一丁目(1)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名(町名)	字名	地番	標柱番号
下関市	才川	追田	一〇二八の一	一号
〃	〃	〃	一〇二八の一	二号
〃	〃	〃	一〇二八の一	三号
〃	〃	〃	一〇二八の一	四号
〃	〃	〃	一〇二八の一	五号
〃	〃	〃	一〇二八の一	六号
〃	〃	〃	一〇二八の一	七号
〃	〃	〃	一〇二六の一	八号
〃	〃	〃	一〇二七	九号
〃	〃	〃	一〇一六の一	十号
〃	〃	〃	一〇一六の一	十一号
〃	〃	〃	一〇一四	十二号
〃	〃	〃	一〇一四	十三号
〃	〃	〃	四九の二地先	十四号
〃	〃	〃	五五の三地先	十五号
〃	〃	〃	五六の三	十六号
〃	〃	〃	五三の五地先	十七号
〃	〃	〃	五八の一	十八号
〃	〃	〃	五八の一	十九号
〃	〃	〃	五八の一	二十号
〃	〃	〃	五七の一	二十一号



(二一〇) 防府都市計画居住調整地域の決定に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による防府都市計画居住調整地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付が

あったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月二十七日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画居住調整地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二一一) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月二十七日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二一二) 下関都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一三) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・十二大藪桑南線

防府都市計画道路三・四・十八新田古浜線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一四) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画下水道防府市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字十念

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡一丁目一四番二〇号

鬼武 一康

令和六年十二月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁